

2023年（令和5年）3月27日

福岡拘置所長 殿

福岡県弁護士会

会 長 野 田 部 哲 也

同人権擁護委員会

委員長 中 原 昌 孝

勸 告 書

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を期するために人権擁護委員会を設け、人権救済申立を受けた案件について調査を行い、事案に応じて適宜の措置を取ることとしております。

このたび、●●●●氏の申立にかかる案件について、人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果、貴所に対して下記のとおりのお勧めをすべきとの結論に達し、当会の議決機関である常議員会においてこれを承認しました。

本勧めをすることとした理由は、別紙「勧めの理由」記載のとおりです。

記

全ての被収容者に対し、横臥をすることができる曜日及び時間を制限せず、就寝時間帯以外でも、食事、運動、入浴、矯正処遇など決められた起居動作をする時間帯を除き、横臥することを認めるという運用に改めるよう勧めします。

以 上

別紙

勸告の理由

第1 申立ての概要

福岡拘置所は、懲役受刑者である申立人を含む既決拘禁者に対して、休日は横臥することを禁止しているが、かかる運用を改め、全ての被収容者について、休日には午睡時間帯に限らず横臥することが認められるべきである。

第2 認定事実

- 1 貴所においては、懲役受刑者等の既決拘禁者については、平日及び休日に関わらず、昼間に横臥することを認めていない。
- 2 貴所においては、未決拘禁者については、平日及び休日の昼食後から午後3時までの時間帯に限り、横臥することが認められている。
- 3 前記1、2のような運用がなされている理由について、貴所からは明確な理由の回答はないが、申立人によれば、収容生活において生活リズムを適切に保ち健康管理を行うことが必要不可欠であると説明されている。
- 4 ただし、貴所においては、全ての被収容者について、冬期期間中は感冒対策のため、休日の昼間に横臥することを認めている。

第3 判断

1 制限を受けている申立人の人権

「すべて国民は、個人として尊重され」、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」（幸福追求権）を有する（憲法第13条）。そして、その幸福追求権の内容の1つとして、人格的自律権（自己決定権）が保障され、その中には、個人が公権力から干渉されることなく自らの行動を決定する権利が含まれる。申立人を含む被収容者に対し、横臥を禁止することは、同人権の制限に該当す

る。

2 申立人の行動決定の自由に対する制限

刑罰により拘禁を受けている者に関しては、拘禁を受けていない者と全く同様に行動決定の自由が保障されるというわけではなく、在監関係の維持、収容施設内の規律・秩序維持の観点から一定程度の制限を受けることは甘受する必要がある。

もともと、自由刑の本質はあくまで移住（移動）の自由の剥奪にあり、これを超えて受刑者の自由を広く剥奪することは許容されず、被収容者の行動決定の自由に対する制限は、収容施設内における規律・秩序維持の観点から必要な限度における合理的制限にとどまるものでなければならない。

そして、上記人権に対する制限が必要かつ合理的なものかどうかは、制限を受ける人権の内容、制限の必要性の程度、具体的な制限の態様を較量の上で判断されるべきである（最大判昭和58年6月22日、最大判昭和45年9月16日参照）。

特に、矯正処遇の他、食事、就寝、運動、入浴、その他起居動作の時間帯以外については余暇の時間帯として扱われるべきであるところ、余暇の時間帯における被収容者の行動制限に関してはより慎重な判断が求められるべきである。

3 検討

(1) 本件で申立人が制限を受けている人権は、横臥するという行動決定の自由である。

人体の特徴として、長時間同じ体勢を継続することは苦痛になるものであり、適宜体勢を変えることにより身体的な負担や苦痛を緩和する必要がある。

横臥の体勢が禁止されるとなると、被収容者は座位の状態を長時間に渡って継続する必要があるが、座位の状態を長時間継続することは、特に腰部や臀部、下肢の痛みや硬直などを引き起こし、身体に生じる負担や苦痛が大きいものである。

(2) ア 貴所において、申立人を含む被収容者が横臥することを禁止しているのは、生活リズムを適切に保ち健康管理を行うためという理由のようである。

しかし、横臥をすることで生活リズムが適切に保たれず健康を害することになるという帰結になるわけではないことは明らかであり、同目的と横臥を禁止することとの間に合理的な関連性は見出せない。また、生活リズムを適切に保ち健康管理を行うという目的は、集団生活を行う収容施設内の秩序維持の観点からのものと考えられるが、その目的であれば、既決拘禁者と未決拘禁者との間に差異を設けることの合理性も認められない。

イ 貴所が横臥を禁止する理由を善解すれば、就寝時間以外に横臥して長時間の睡眠をとってしまうことで就寝時間帯に睡眠できず生活リズムが崩れてしまうということも考え得るが、そのような状態を回避するためには昼間の時間帯に過度な睡眠をとることを禁止すれば足り、横臥することと睡眠をとることはイコールではない以上、横臥を禁止する合理的な理由にはならない。

ウ 被収容者の横臥を禁止する理由として、職員が視察する際、居室内の被収容者の様子を迅速かつ的確に把握するために着座させておく必要があるとの目的が挙げられることもあるが、貴所においては、冬期期間中は感冒対策のため、昼間の横臥を認める運用がなされていることからすると、前記目的に係る必要性はさほど優先度が高いとは考え難く、少なくとも被収容者が横臥するという行動決定の自由の制限が正当化されるほどの必要性は認められない。

エ なお、当会刑務所視察委員会の令和3年度の意見及びこれに対し講じた措置を参照すると、福岡刑務所においては確定受刑者であっても余暇時間(休日)の午睡時間に限っては横臥することが認められているようである。貴所と福岡刑務所は、刑事施設である点で共通し、対象者が確定受刑者であるという点でも共通するにもかかわらず、福岡刑務所では横臥を認める運用ができ、一方で貴所ではそのような運用ができないという合理的な

理由を見出せない。

オ さらに、長時間同じ体勢を継続することによる苦痛は、曜日や時間によって差異が生じるものではなく、身体の状態によって横臥の体勢を選択したいタイミングや時間も個々人で異なるものであり、横臥できる曜日や時間を制限する必要性及び合理性も同じく認められない。

- (3) その他、被収容者が横臥することで、施設内の規律・秩序が害されるというような事情も見当たらず、貴所において被収容者の横臥を禁止すべき必要性や合理的な理由は考え難い。

4 小括

以上のとおり、貴所において、申立人を含む既決拘禁者に対し、横臥を禁止するという運用は、その必要性、合理性は認められないことから、同運用は、申立人を含む既決拘禁者の行動決定の自由（憲法第13条）を不当に侵害するものであると考える。

なお、上記検討及び結論に関しては、申立人のような既決拘禁者に限ったものではなく、未決拘禁者についても同様に該当するものである。

第4 結論

以上から、貴所に対し、勧告書のとおり勧告することが相当であるという結論に至った。